

# 東京大学医学部規則

昭和26年10月16日

評議会可決

沿革

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 東京大学医学部（以下「本学部」という。）における教育課程、試験及び卒業等に関しては、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、特別の事情があるときは、この規則の定めにかかわらず、本学部教授総会の議を経て特例を定めることができる。

### (教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、生命科学・医学・医療の分野の発展に寄与し、国際的指導者になる人材を育成することを目的とする。すなわち、これらの分野における問題の的確な把握と解決のために創造的研究を遂行し、その成果に基づいた全人的医療を実践しうる能力を学生に修得させることを目指す。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

### (学科及び専修)

第2条 本学部に、次の2学科及び3専修を置く。

医学科

健康総合科学科

環境生命科学専修、公共健康科学専修、看護科学専修

### (学期)

第3条 学期は、学部通則第4条第2項及び第3項の規定により別に定められるところによる。

### (進学)

第4条 本学部に進学を志望する者は、教養学部において所定の授業科目を履修し、所要の単位数を取得した者でなければならない。

### (再入学、後期課程への入学、転学部及び転学科)

第5条 学部通則第9条及び第10条に規定する再入学、後期課程への入学、転学部及び転学科の取扱いについては別に定める。

### (長期履修学生制度)

第5条の2 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、本学部教授総会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

## 第2章 医学科

(教育課程)

第6条 医学科の授業科目及び授業時間数は、別表第1に定めるとおりとする。

(チューター)

第7条 学生の学業状況の把握及び指導並びに生活上の相談に当たるため、チューターを配置する。

2 チューターは、本学部の教員をもって充てる。

(試験)

第8条 試験は、別表第1に掲げる必修科目について行う。

2 試験時期については、別に定める。

3 休学により、又は実習における出席回数が全実習回数の5分の4に満たないことにより学修が充分でないと認めるときは、受験を認めないことがある。

(試験の欠席届)

第9条 試験を病気又はやむを得ない事情により欠席する場合は、試験欠席届(病気の場合は診断書、その他の事情による場合は詳細な理由書を添付する。)を担当科目教員及びチューターの承認を得て、当該試験の期日の前後5日以内に医学部長まで届け出なければならない。

2 前項に規定する届出をした者については追試験を行うものとし、届出をしなかった者については不合格として取り扱い、翌年の同時期まで受験を認めない。

(成績)

第10条 試験成績の評価は、優上・優・良・可・不可とし、可以上を合格、不可を不合格とする。ただし、別に定める一部の科目の評価については、合格・不合格とする。

2 前項の評価の基準は、別に定める。

3 試験で不合格の成績を得た者に対しては、再試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第11条 追試験及び再試験については、別に定める。

(進級)

第12条 進級については、別に定める。

(臨床実習)

第13条 臨床実習に出席する者は、別表第2に掲げる授業科目等を履修して試験に合格していなければならない。

(卒業)

第14条 本学部に4年以上在学し別表第1に掲げる必修科目を履修して試験に合格かつ第6学年で行われる臨床実習後試験に合格した者を卒業者とし学士(医学)の学位を授与する。

第3章 健康総合科学科

(授業科目及び単位数)

第15条 健康総合科学科の授業科目及び履修単位数は、別表第3に定めるとおりとする。  
(チューター)

第16条 学生の学業状況の把握及び指導並びに生活上の相談に当たるため、チューターを配置する。

2 チューターは、本学部の教員をもって充てる。  
(履修届)

第17条 学生は、指定の期日までに、毎学年履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2 届出をしない授業科目は、履修することができない。  
(専門科目の履修)

第18条 学生は、専門科目については、別表第3の定めるところにより、必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

(試験)

第19条 試験は、学期の終わりに講義及び実習について行う。ただし、実習については、出席日数、実習件数、修得成果等に基づいて成績を定めることができる。

(受験申請)

第20条 試験を受けようとする者は、試験の期日の1週間前までに受験の申請をしなければならない。

2 受験の申請をした者が、試験の期日に病気又はやむを得ない事情により欠席する場合は、受験申請取消願に理由書(病気の場合は診断書、その他の事情による場合は詳細な理由書)を添付して、受験する日の前後5日以内に医学部長まで届け出なければならない。

3 前項に規定する届出をした者に対しては、追試験を行う。

4 受験の申請をした者が、試験の期日に欠席し、前項に規定する日までに届出をしない場合は、不合格として取り扱い、翌年の同時期まで受験を認めない。

(成績)

第21条 試験成績の評価は、優上・優・良・可・不可とし、可以上を合格、不可を不合格とする。ただし、卒業論文の評価は、合格・不合格とする。

2 前項の評価の基準は、別に定める。

3 試験で不合格の成績を得た者に対しては、再試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第22条 追試験及び再試験については、別に定める。

(卒業)

第23条 学部通則に規定する年限以上在学して、所定の授業科目を履修し、所要の単位を取得した者を卒業者とし、学士(保健学)の学位を授与する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前の入進学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前の入進学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前の入進学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月28日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成4年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年6月29日から施行し、改正後の東京大学医学部規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年3月31日以前の入進学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に医学部医学科に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年5月16日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に医学部保健学科に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の入進学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、改正規定中別表第3〔選択科目〕の項中授業科目及び単位数並びに同表備考の改正に係る部分については、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に医学部健康科学・看護学科に進入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成9年3月31日以前に本学前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学又は進学した者については、改正後の第8条の2、第9条第3項、第10条及び第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に医学部健康科学・看護学科に進学又は入学した者については、改正後の別表第3（第15条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に本学前期課程に入学した者については、改正後の別表第3（第15条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学医学部規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に本学前期課程に入学した者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に健康総合科学科に進学又は入学した者については、改正後の第2条及び別表第3の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日以前に医学科に進学又は入学した者に係る別表第1の改正に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に健康総合科学科に進学又は入学した者については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に医学科に進学又は入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

別表第2 (第13条関係)

別表第3 (第15条関係) (専門科目)

## 沿革

東京大学医学部規則

## 体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

## 沿革情報

- ◆昭和26年10月16日 評議会可決
- ◇昭和29年09月21日
- ◇昭和33年05月20日
- ◇昭和37年12月18日
- ◇昭和39年03月17日
- ◇昭和39年09月15日
- ◇昭和40年06月22日
- ◇昭和41年04月01日
- ◇昭和43年05月02日
- ◇昭和47年04月01日
- ◇昭和49年02月19日
- ◇昭和50年04月01日
- ◇昭和60年10月11日
- ◇平成01年03月02日
- ◇平成01年04月01日
- ◇平成02年04月01日
- ◇平成03年04月01日
- ◇平成03年12月17日
- ◇平成04年04月01日
- ◇平成04年04月28日
- ◇平成04年11月17日
- ◇平成05年06月29日
- ◇平成07年04月01日
- ◇平成07年05月16日
- ◇平成08年10月08日



- ◇平成09年04月01日
- ◇平成10年04月01日
- ◇平成10年10月01日
- ◇平成12年04月01日
- ◇平成15年03月18日
- ◇平成15年08月01日
- ◇平成15年09月02日
- ◇平成16年03月31日
- ◇平成16年12月28日
- ◇平成18年02月28日
- ◇平成19年03月27日
- ◇平成20年02月19日
- ◇平成20年05月27日
- ◇平成21年03月13日
- ◇平成22年01月26日
- ◇平成23年03月17日
- ◇平成24年03月14日
- ◇平成25年03月14日
- ◇平成26年01月21日
- ◇平成27年02月17日
- ◇平成28年02月16日
- ◇平成29年03月16日
- ◇平成30年03月02日
- ◇令和04年01月18日
- ◇令和05年09月25日